

「ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業」のご案内（概要）

【本事業について】

ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業は、地震や台風の際の被害の軽減を図るため、木造住宅の耐震診断や改修、住宅の屋根耐風診断や改修、危険ブロック塀等除却工事を促進し支援するとともに、2050年のカーボンニュートラルや少子高齢化が進む現状を踏まえ、住宅の省エネルギー化や子育て対応設備の設置、バリアフリー化、木質化の改修工事に対して支援する事業です。

【事業概要】

1. 名称

ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業

2. 補助対象事業

- ① 木造住宅の耐震診断
- ② 木造住宅の耐震改修
- ③ 住宅の屋根耐風診断
- ④ 住宅の屋根耐風改修
- ⑤ 危険ブロック塀等の除却
- ⑥ 住宅の省エネ等リフォーム（次の a)～d)）
 - a) 省エネルギー化改修
 - b) 子育て対応設備の設置（子育て世帯※を対象）
 - c) バリアフリー化改修
 - d) 木質化改修

※ ①～⑤は、昨年度も実施していた事業ですが、一部内容の変更があります。

※ ⑥は、今年度新たに実施する事業です。a)～d)の各々について対象などの要件がありますので、詳しくは、6. 事業の実施スケジュール（予定）の公表以降にご確認ください。

※ ⑥-b)の子育て世帯とは、R6.4.1時点で18歳未満の子を有する世帯をいいます。

3. 補助対象者（補助金の交付対象となる方）

- ① 木造住宅の耐震診断
昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された 2 階建以下の木造住宅の所有者または居住者
- ② 木造住宅の耐震改修
耐震診断の結果、上部構造評点の最小値が 1.0 未満である木造住宅の所有者または居住者
- ③ 住宅の屋根耐風診断
D I D 地区（人口集中地区）内の瓦屋根の住宅の所有者または居住者
- ④ 住宅の屋根耐風改修
耐風診断の結果、基準に適合しない瓦屋根の住宅の所有者または居住者
- ⑤ 危険ブロック塀等の除却
市内小学校の敷地から 500m の範囲内で通学路に面するもの、または津波浸水想定区域内で避難路に面するものの所有者（危険なブロック塀等で通学路や避難路からの高さが 1 m 40 c m 以上あるものに限る）
- ⑥ 住宅の省エネ等リフォーム
住宅の所有者または居住者

4. 補助金の額（予定）

事業の区分	補助率※	補助金の上限額 (円)	件数の 目安※ (件)
① 木造住宅の耐震診断	130/136	130,000	8
② 木造住宅の耐震改修	4/5	1,000,000	7
③ 住宅の屋根耐風診断	2/3	21,000	5
④ 住宅の屋根耐風改修	23%	552,000※	3
⑤ 危険ブロック塀等の除却	2/3	104,000※	10
⑥ 住宅の省エネ等リフォーム※	(1/5)	(300,000)	(30)

※ 補助率とは、補助対象事業の実施に必要な費用に対する補助金の額の割合です。

※ 各事業の件数は上限額の場合の目安です。状況により、予算の範囲内で前後することがあります。

※ ④と⑤の補助金の上限額は、その他要件があります。

※ ⑥の補助率や補助金の上限額は参考のもので、対象工事の内容により異なります。

5. 申請の方法（特に注意いただくこと）

- 申請ができるのは、診断や改修工事に未着手で、今年度内に完了できるものになります。
- 申請時には、補助対象部分の金額がわかる内訳書（改修工事の見積書）の添付が必要となります。申請がスムーズに進むよう、見積り時に事業者（契約をする診断者や施工者）へ依頼するなど、ご検討をお願いします。
- 事業者による交付の代理申請や、補助金の代理受領が可能です。

6. 事業の実施スケジュール（予定）

- 要綱の公表（補助対象工事や設備の内容、申請方法など）
7月22日頃
- 申請受付の開始
8月1日頃
- 公表の方法
市のホームページや担当課窓口での配布

その他

- 本事業は、これまで取り組んできた木造住宅の耐震化や住宅の耐風化、危険ブロック塀の除却に係る事業、日向市店舗等リフォーム促進事業を整理再編し、新たに、住宅の耐震化や省エネルギー化等を一体的に促進するための補助金を創設するものです。
- 各事業の対象や補助額、申請方法などについて、その他要件がありますので、詳しくは公表以降にご確認ください。
- ご不明な点などについては、下記の担当係までご相談ください。

問い合わせ先（担当係）

建築住宅課 住宅政策係（庁舎3階6番窓口）

電話 0982-66-1032

メール kenchiku@hyugacity.jp